



第2期

白子町地域福祉活動計画

令和2年度～6年度

白子町社会福祉協議会

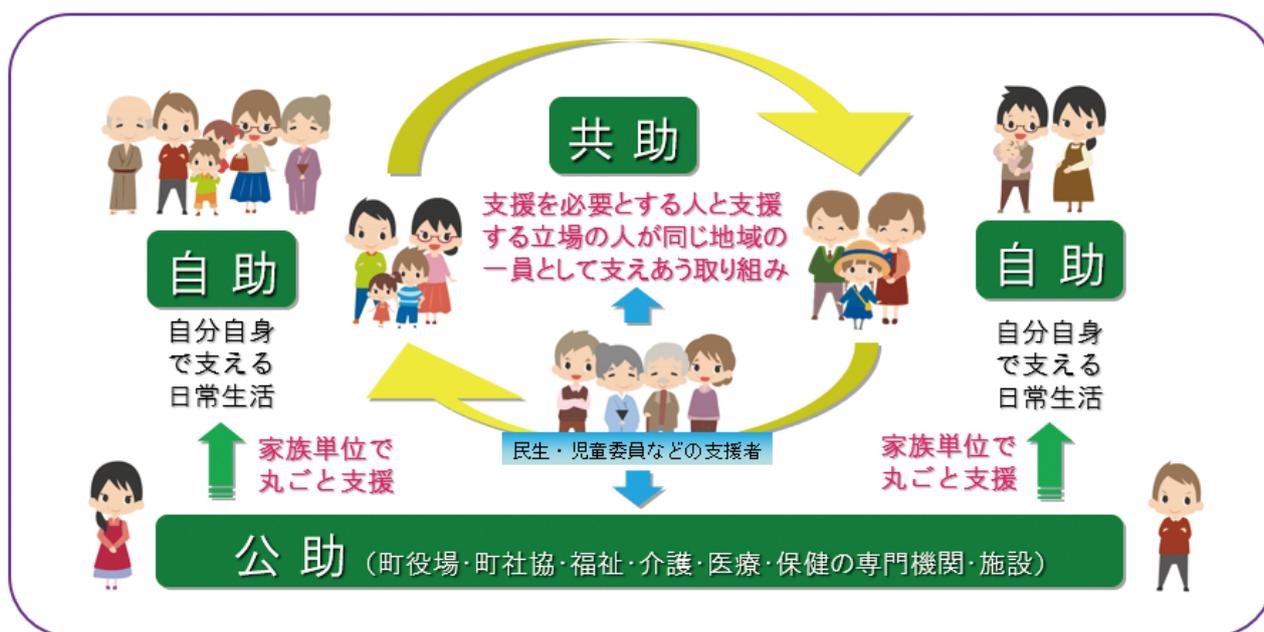
目 次

I	地域福祉活動計画の目的及び目指す姿	1
II	計画期間	3
III	計画の柱	4
1.	誰もがつながり合う地域づくり	4
(1)	みんなで集まりましょう	8
(2)	家に閉じこもらず、元気で生きがいをもって生活しましょう	11
2.	地域を支える人づくり	14
(3)	地域の支え合い活動に参加しましょう	16
(4)	学校と地域のつながりを深めましょう	17
3.	安心して暮らせる仕組みづくり	19
(5)	情報・困りごとは分け合いましょう	22
(6)	生活を支え合う活動に参加しましょう	25
(7)	災害に備えましょう	28
	施策の体系図	30
IV	計画の管理	31
	地域福祉活動計画策推進委員名簿	32
	地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	33

I 地域福祉活動計画の目的及び目指す姿

- 私たちは、日々、生活していくうえで、さまざまな困りごとに出会います。そのとき、まず、自分や家族で解決しようとし（「自助」）が、それができないときには誰かの支援を必要とします。近所の人など地域の助け合いの力で解決を図ったり（「共助」）、さらには公的な制度やサービスを利用（「公助」）します。こうした「助」がバランスよくつながることが重要です。

地域共生社会をめざす「我が事・丸ごと」のイメージ

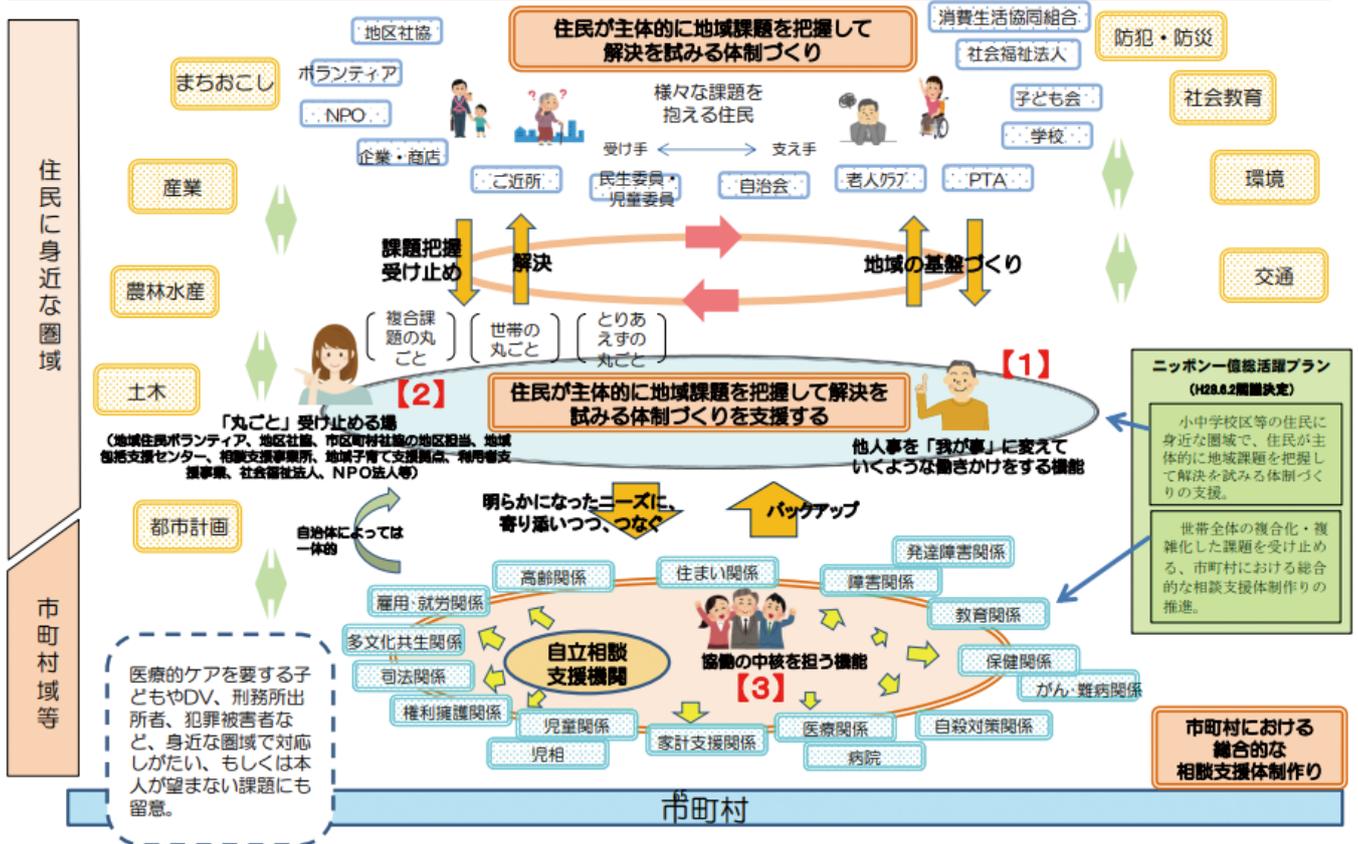


出典：地域福祉活動計画について～近年の政策動向と基本的な考え方～
作新学院大学女子短期大学部 教授 坪井 真

○ 地域福祉活動計画は、地域で暮らす人たちがともに支え合い、助け合う「共助」を進めるための計画です。白子町社会福祉協議会では、平成 27 年 3 月に「白子町地域福祉活動計画」を策定し、計画の実現に向けて取り組んできました。

○ そして、現在、福祉ニーズの多様化や課題の複合化・複雑化が一層進み、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について 厚生労働省（2018年1月）

- そこで、これまでの取り組みの成果とふりかえりを踏まえ、第2期の「白子町地域福祉活動計画」を策定し、『大人も子どもも障がいのある人もない人も 手を取りあって みんなで育てる たすけあいの町 白子』を目指します。



II 計画期間

- この計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間です。



III 計画の柱

○ 3つの柱にそって、取り組みを進めていきます。

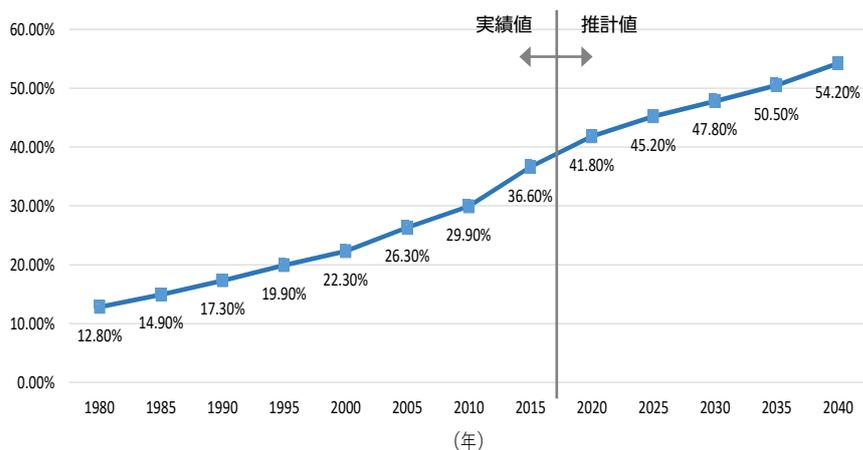


I 誰もがつながり合う地域づくり

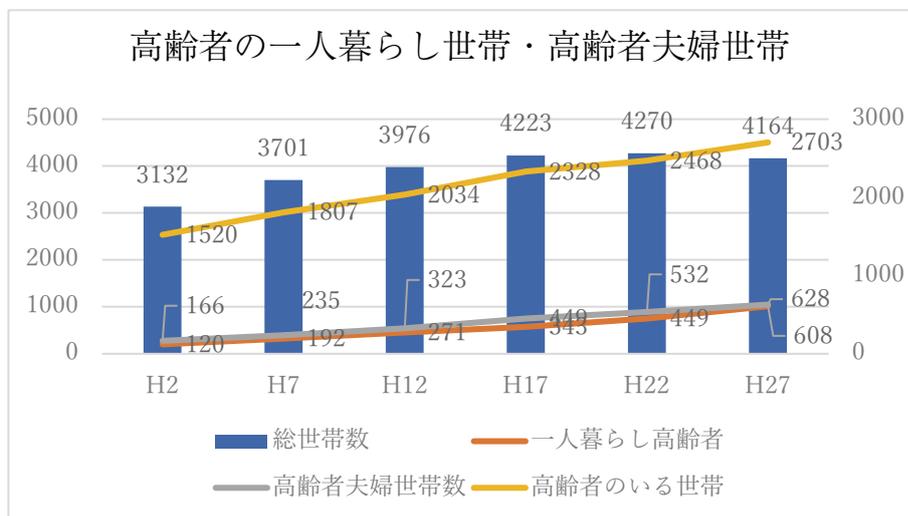


○ 白子町においても、核家族や高齢者の一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、家族内の支え合いによる問題解決力は低下しています。

高齢化率の推移（将来予測を含む）



出典：第二期白子町人口ビジョン

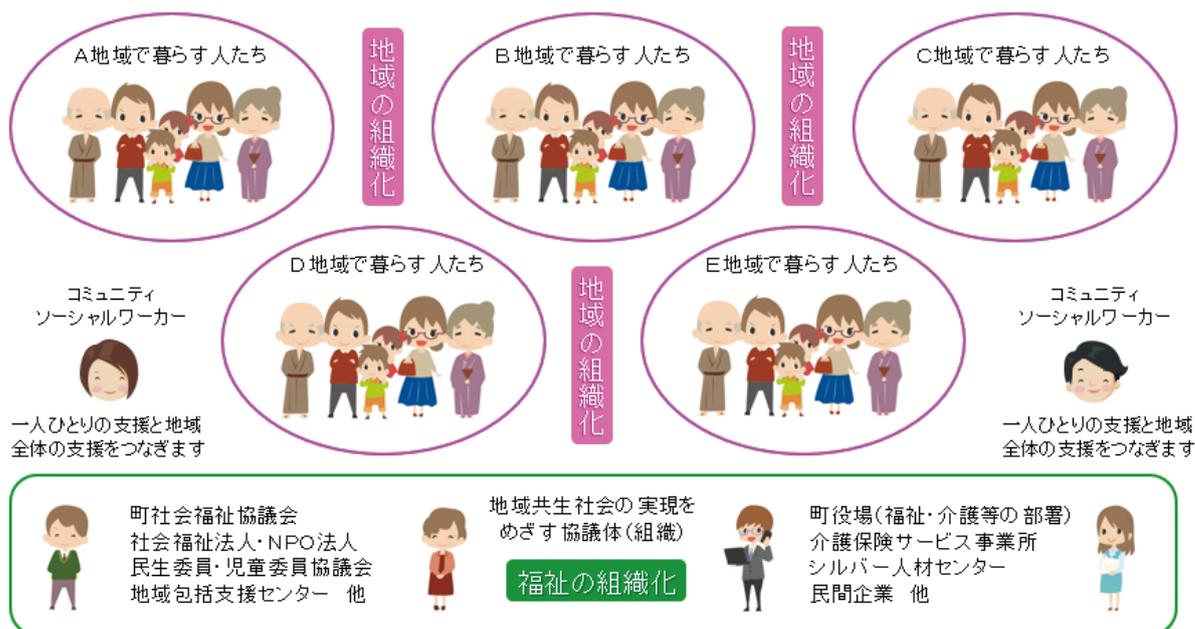


出典：国勢調査

○ また、私たちの周りには様々な問題が起こっており、今、周りの人が抱えている問題も、やがて私たち自身に起こり得る問題でもあります。他の人の困りごとの解決に手を貸し暮らしやすい地域づくりに参画することは、自分が暮らしやすいことにつながります。

○ そこで、さまざまな地域の課題に対し、地域の誰もが「我が事」として参画し、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に取り組みます。

二つの組織化で構築される「我が事・丸ごと」のネットワーク（例）



出典：地域福祉活動計画について～近年の政策動向と基本的な考え方～

講師 作新学院大学女子短期大学部 教授 坪井 真

- 特に、高齢者が元気で、できる限り自立し続けるためには、運動、栄養と併せて社会参加が重要なことから、高齢者が閉じこもらないように、現在進めているさまざまな社会参加の場を継続・充実させていきます。



- さらに、障がいのある人が地域の中で共生し、その人らしく暮らせるよう、地域の人たちとの交流を深める場づくりに取り組みます。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境も大きく変化しています。悩みを誰にも相談できず、地域から孤立して子育てストレスをため込むことのないよう、親子が気軽に集い、交流できるよう支援していきます。

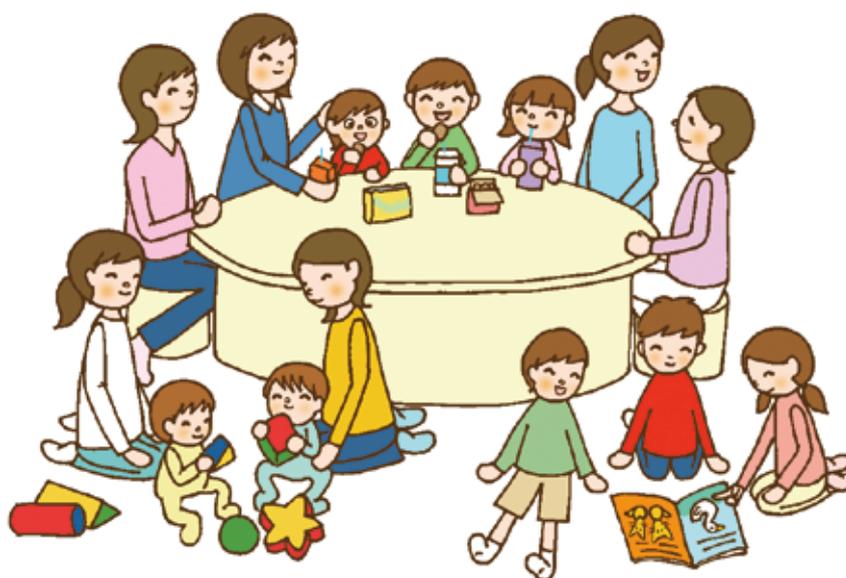
○ 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標 (1) みんなで集まりましょう

- 取り組み
- ・フレンドサロン
 - ・夢サロン
 - ・障がい者と高齢者等との交流事業（新）
 - ・子育てサロン

目標 (2) 家に閉じこもらず、元気で生き甲斐をもって生活しましょう

- 取り組み
- ・介護予防教室
 - ・ふれあいいきいきサロン
 - ・お出かけサロン
 - ・遊食会



(1) みんなで集まりましょう

〈 フレンドサロン (関地区) ・ 夢サロン (白潟・南白亀) 〉

地区社会福祉協議会（地区社協）は、小学校区の地域の方々が相互協力して地域福祉を増進するために設置されています。

白子町には3つの地区社協があり、各地区のボランティアをはじめ、民生委員、自治会長などの地域住民の方々が構成されています。

地区社協では、住民のボランティアスタッフが中心となって、仲間づくり・介護予防を目的としたサロンを開催しています。対象は、自力又は家族の送迎で来られる高齢者等です。

地域住民が集まる場となり、地域の困りごとを適切な機関につなげることも期待されます。

サロンは地域の皆さんが自発的・自主的に運営しており、活動場所や内容、活動日時等もサロンによりさまざまですが、ボランティアスタッフが、健康体操やレクリエーションを毎日楽しくできるように工夫しています。

スタッフも、参加者と一緒に行うことで参加者の方々と一緒に達成感と充実感を持つことができ、生きがいにつながっています。そして、いつまでも元気でいられる手助けをしていきたいと意欲的に活動しています。

ぜひ、地区のサロンに気軽に参加、または、ボランティアスタッフとして参加してください。



白潟地区社会福祉協議会による白潟保育所龍神まつりの支援



白潟夢サロンにて手巻き寿司作り



関フレンドサロンによる小学生との交流会



関フレンドサロン協同作品による貼り絵

＜ 障がい者・高齢者等との交流事業 ＞

地域社会の中で、障がいのある人に対する理解を広げていくことは大事なことで、そのためにお互いが交流することも重要です。

そこで、計画期間中に障がい者と高齢者との交流事業を企画・開催します。また参加者の増加を図るとともに小中学生を交えたイベントにしていきます。

白子町の子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が生きがいをともに作り、高め合うことの出来る地域づくりの懸け橋となることを目指します。

＜ 子育てサロン ＞

白子町で子育て中のお母さんたちから強い要望を受け、町内の幼児サークル「ほっぺ」と調整して、平成29年より町社協が子育てサロン「ママニアン」を立ち上げました。開催は毎月1回、第4火曜日です。

ボランティアスタッフに協力してもらい、主に未就学児を育てているお母さんの日頃の悩みを解消し、リフレッシュができる場として大変人気です。

サロンは、ヨガや読み聞かせなどのメニューだけでなく、保育所の園庭開放を利用し、子どもたちを遊ばせつつ保育士に育児相談をすることもできる機会を設けるなど、地域全体で子育てをしていきやすい環境をつくるような活動をしています。

ボランティアスタッフは、親子を温かく見守り、お母さんたちへ子育ての助言をしたりし、頼れる存在になっています。

子育て中のお母さん方の参加と、男女を問わずボランティアスタッフの参画を進めていきます。



【子育てサロン】乳幼児の応急処置講習の様子



子育てサロンでの作品づくり

	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
住民の取り組み	フレンドサロン (関)	①月2回開催				→	
		仲間づくり・情報					
	②目標参加者数 40名(月平均)					→	
	夢サロン(白濁)	①月1回開催					→
		仲間づくり・情報					
	②目標参加者数 15名(月平均)						→
	夢サロン(南白亀)	①月1回開催					→
		仲間づくり・情報					
②目標参加者数 20名(月平均)						→	
障がい者・高齢者 等との交流事業	障がい者団体と 高齢者との話し合	年1回交流会の 開催				→	
	交流内容の決定	目標参加者数 30名	目標参加者数 40名			→	
子育てサロン	①月1回のサロン への参加					→	
	②友人、近隣住民 へサロンの周知					→	
社協としての 取り組み	フレンドサロン (関)	①ボランティアス タッフ等の協力者 の調整・新規発掘				→	
		②地区社会福祉協 議会運営支援				→	
	夢サロン(白濁)	①ボランティアス タッフ等の協力者 の調整・新規発掘					→
		②地区社会福祉協 議会運営支援					→
	夢サロン(南白亀)	①ボランティアス タッフ等の協力者 の調整・新規発掘					→
		②地区社会福祉協 議会運営支援					→
	障がい者・高齢者 等との交流事業	①関係者との連絡 調整、運営支援					→
		②情報提供	②HP・広報紙 等、対象者への 周知				→
	子育てサロン	①子育てサロンマ ニアンの運営					→
		②参加者30名 (月平均)					→
③スタッフの確保						→	
④HP・広報紙 等、対象者への周 知						→	

(2) 家に閉じこもらず、元気で生きがいをもって生活しましょう

＜ 介護予防教室 ＞

地区社協では介護予防教室を行っています。

介護予防教室では元気な高齢者がいつまでも元気でいられるように講師をお願いし年1回開催しています。

介護予防教室で学んだことを家で実践したり、各地区の青年館等で実施をすることで地域全体で健康寿命を延ばしていけるよう取り組んでいきます。

＜ ふれあいいきいきサロン ＞

地区社協では年に1回、一人暮らし高齢者を対象に小学校の金管部やマンドリン部による生演奏、ボランティアによる催しものを地区社協ごとに趣向を凝らし行っています。開催に当たっては民生委員のご協力を頂いています。



介護予防教室で学んだことを青年館でみんなに教えます（南日当地区）

＜ お出かけサロン ＞

地区社協では年1回、外出の機会が少なくなりがちの高齢者等がバスを利用し、食事会やおしゃべり等を通じて地域の皆さんと交流を深めています。この事業も民生委員のご協力を頂いています。住み慣れた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らしていける手助けを今後も継続していきます。

＜ 遊食会 ＞

白子町ボランティア連絡協議会では年に1回、町内の一人暮らし高齢者を対象とした遊食会を開催しています。

遊食会ではボランティア連絡協議会に所属している給食サービスボランティアの方が作った食事を提供したり、さまざまな催し物を行い、参加者はもちろん運営者にとっても生きがいや喜びを感じられる企画です。



みんなでお出かけ（南白亀）

ボランティアがひとり暮らし高齢者を招いて、様々な出し物で楽しませます。



	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住民の取り組み	介護予防教室	①年1回の開催	→			
		②目標参加者数 25名	→			
	ふれあいいきいき サロン	①年1回の開催	→			
		②目標参加者数 120名	→			
	お出かけサロン	①年2回の開催	→			
		②目標参加者数 30名	→			
	遊食会	①年1回の開催	→			
	町社協としての支援	介護予防教室	①広報やチラシにて対象者へ周知	→		
②関係者との連絡・調整			→			
ふれあいいきいき サロン		①広報紙やチラシにてPR	→			
		②関係者との連絡・調整	→			
お出かけサロン		①広報紙やチラシにてPR	→			
		②関係者との連絡・調整	→			
遊食会		①ボランティア連絡協議会の運営支援	→			
		②関係者との連絡・調整	→			

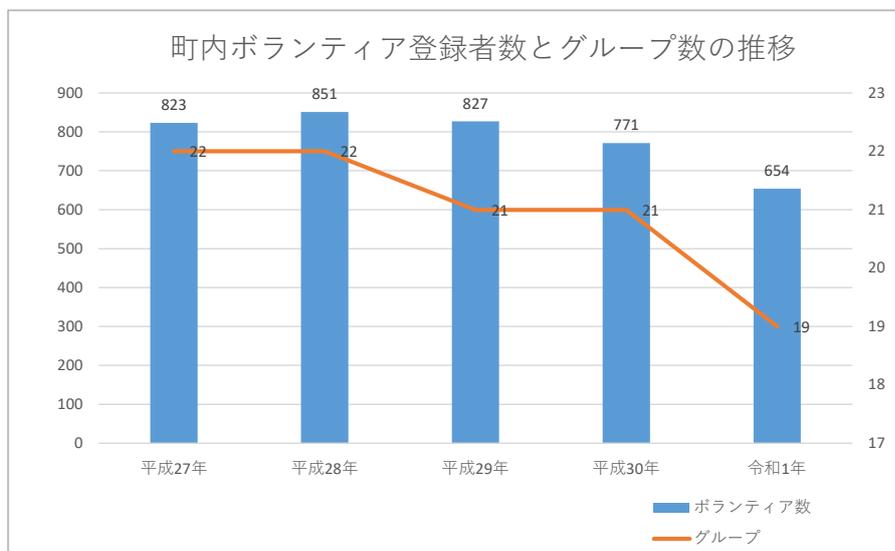
2 地域を支える人づくり

誰もがつながり合う
地域づくり

地域を支える人づくり

安心して暮らせる
仕組みづくり

- 白子町では、現在、さまざまな方々によって「共助」の取り組みが進められています。特に、元気な高齢者自身が主体的に、地域の住民の困りごとを解決する取り組みに参画しています。こうした取り組みを、今後とも持続・発展させていくためには、幅広い世代の誰もが、できることに、できる範囲で、気軽に参加できるようにしていくことが重要で、さまざまな機会を通じて働きかけ、人材の確保に努めます。
- また、現在、白子町には、19グループ約650名、個人ボランティア130名が登録されていて、福祉分野のみならず幅広い分野で活動しています。年齢や分野を問わずボランティア活動者の増加を図り、こうした多様な分野の担い手を、地域で必要としている活動に結び付けられるよう取り組んでいきます。



- さらに、長寿化が進む中、サラリーマンが退職してから自分の住む地域の中で一定の役割を果たしていけるよう、身近な自治会とも連携を図りながら、地域の福祉活動へとつなげる取り組みを進めます。
- また、子どもたちの福祉体験は、生涯を通じた福祉活動のきっかけになることから、学校と連携を図りながら、小中学生の福祉体験・福祉教育の充実に努めます。



(夏期ボランティア講座)

給食ボランティアが作ったお弁当に、小中学生が書いた手紙を添え、小中学生が民生委員と共に一人暮らし高齢者宅へ訪問します。

- 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標（３）地域の支え合い活動に参加しましょう

- 取り組み
- ・ ボランティア活動
 - ・ 友愛訪問
 - ・ 自治会活動

目標（４）学校と地域のつながりを深めましょう

- 取り組み
- ・ 世代間交流事業

(3) 地域の支え合い活動に参加しましょう

＜ 自治会活動 ＞

白子町には、32の自治会があります。自治会への世帯加入率は徐々に低下しているものの、約64%の世帯が加入しており、地域で最も身近で重要な組織です。

様々な地域活動を展開していますが、各種の募金活動や地域の公民館・青年館での活動、また、自治会長が町社協や地区社協の運営にかかわるなど、地域福祉の面でも重要な役割を果たしています。

町社協では、地域福祉活動助成金を交付し、自治会が行う地域行事や地域福祉活動などを支援しています。

今後とも、地域における福祉活動が活発に展開できるよう、特に、福祉に関する情報の収集・提供や、地域の福祉を担う人材の発掘などにおける連携を一層深めていきます。



地域のお祭りによる地域住民同士の交流（五井西自治会）

(4) 学校と地域のつながりを深めましょう

＜ 世代間交流事業 ＞

高齢化が進んでいく一方で核家族化が進み、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいる子供が少なくなってきました。

白子町の各地域で開催されている世代間交流事業は、フレンドサロンと関小学校児童が、手を取り合い体操や共同作品づくりを行っています。関保育所園児との交流では、ミニ運動会やふれあい遊びを行っています。

また、ひな祭りや七夕祭りの時にはスマイルクラブと保育所が協力して、手遊びなどで地域のおじいちゃん、おばあちゃんとふれあいます。

さらに、障がい者福祉会では「障がい者スポーツ」を通して小学生との交流を行っています。競技中に障がい者のサポートをしたり、椅子を運んだり思いやりのところが育っています。また、障がい者と障がい者スポーツについての理解を深めています。

学校と地域のつながりを深めていくことは「高齢者を大切にする」「人のことを思いやる」ところを育て、高齢者にとっては「精神的刺激になる」など両者にとって相互作用があり、これからも継続的に行っていきます。



	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住民の取り組み	世代間交流事業	①世代間交流 (保育所・小学校) 年間100名参加	→			
		②スマイルクラブ と保育園児・小学生との交流会 年間80名参加	→			
町社協としての支援	世代間交流事業	①保育所と小学校との連絡調整	→			
		②関係団体との連絡調整	→			



3 安心して暮らせる仕組みづくり

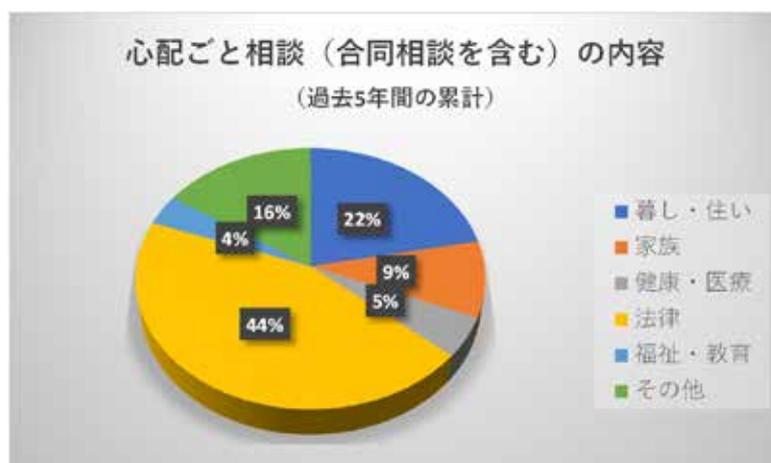
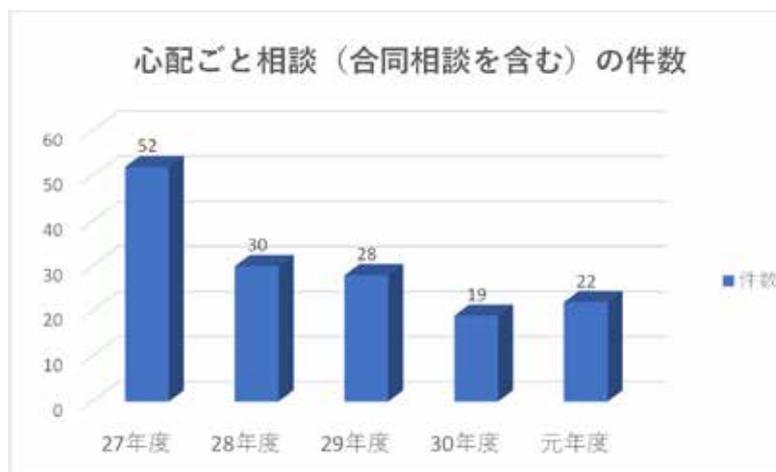
誰もがつながり合う
地域づくり

地域を支える人づくり

安心して暮らせる仕組みづくり

- 白子町では、「心配ごと相談」、「合同相談」により、なんでも気軽に相談できる体制を整えています。また、生活支援コーディネーターにより、高齢者の生活支援サービスの提供が可能となるような体制も整備しています。

こうした相談支援体制を有効に活用して、特に、自身のみでは支援につながりにくい人や潜在的ニーズを地域で把握し、適切な相談・支援に結び付けるなど、地域全体で協働して解決の道を探ります。



- 白子町の一人暮らし高齢者は増加しており、今後とも増加が見込まれます。一人暮らし高齢者は、健康面・生活面で不安やリスクを抱えていることが多く、地域で見守り、支援する体制づくりが必要です。

このため、現在取り組んでいる見守りや生活支援活動を継続するとともに、地域に不足する生活支援サービスの創出に努め、新たな支え合いにつなげます。

- また、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれ、認知症高齢者等にやさしい地域づくりのために総合的な施策が推進されています。これまで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成や、認知症初期集中支援チームによる早期対応等に取り組んでいますが、今後、認知症の人や家族、地域の人たち、専門家など様々な方々が気軽に集い、情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの取り組みを進めます。



○ 近年、全国的に大規模な災害が多発しており、災害時においてこそ、一人ひとりを支え合う地域の力が問われます。

また、多くのボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターが設置された場合、町社協だけでは対応できません。

このため、多くの住民の皆さんに参加していただき、災害時を想定した訓練に取り組みます。

○ 以上を踏まえた目標及び取り組みを次のとおりとします。

目標（５）情報・困りごとは分け合いましょう

取り組み ・相談窓口につなげる

・生活支援コーディネーターの活用

目標（６）生活を支えあう活動に参加しましょう

取り組み ・給食サービス

・移送サービス

・宅配サービス

・認知症カフェ

目標（７）災害に備えましょう

取り組み ・災害ボランティアセンターの運営支援

・炊き出し訓練への参加

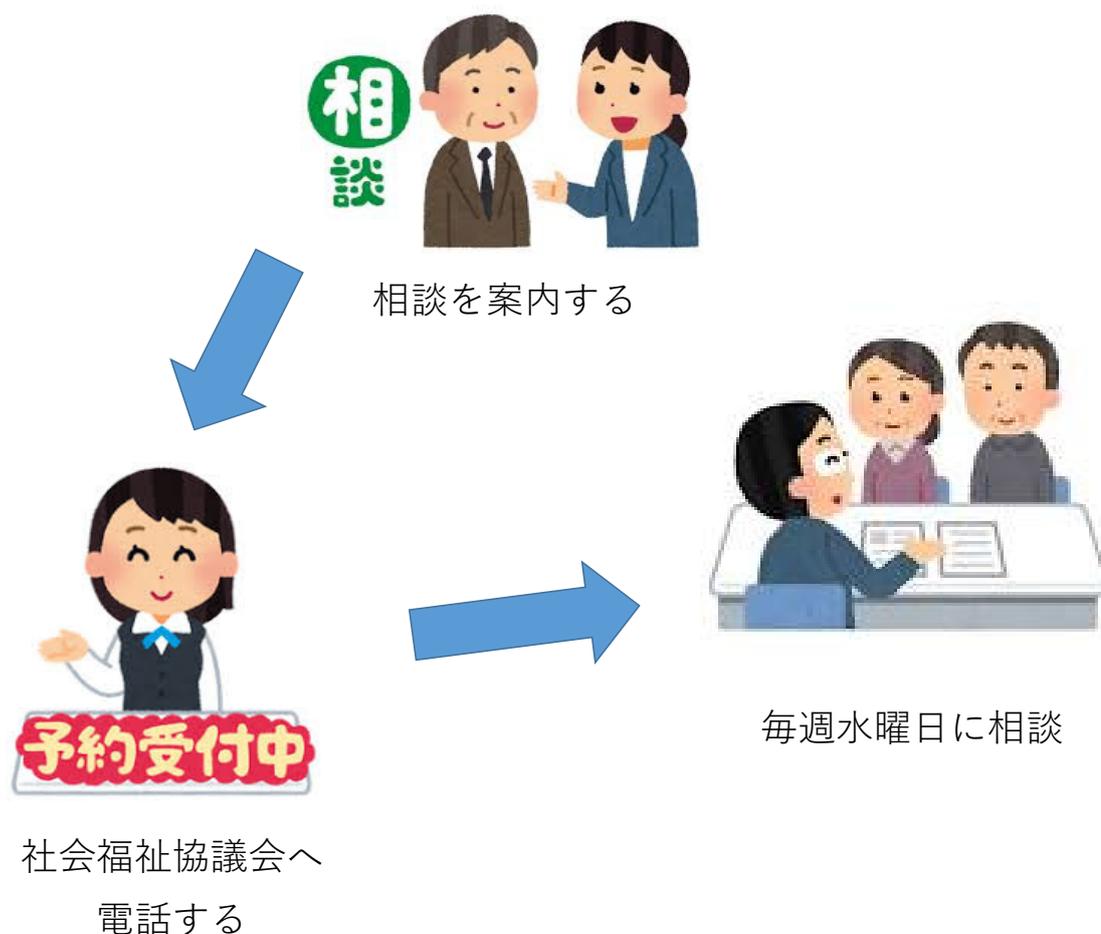
(5) 情報・困りごととは分け合いましょう

〈 相談窓口につなげる 〉

町社協では、第1・3・4水曜日に白子町公民館で「心配ごと相談」を開催しています。午前9時から12時まで予約制で、民生委員と行政相談委員が、さまざまな相談に応じています。

また第2水曜日は、午前9時から12時まで、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員が合同で相談に応じていて、なんでも気軽に相談できるようにしています。

町社協の広報誌やホームページで広報しますが、近所や知り合いで困っている人がいたら、相談窓口を案内してください。みんなで困っている人を支援していきましょう。



＜ 生活支援コーディネーターの活用 ＞

在宅生活を送る高齢者は様々な生活上のニーズをかかえており、様々なサービスを利用しています。

町社協には、生活支援コーディネーターの仕事を行う職員がいて、多様なサービス提供主体間の情報共有を進めるとともに、不足しているサービスの開発やサービスの担い手の養成、元気な高齢者がサービスの担い手として活動する場の確保などを行っています。

また、町との協議体に参加して、把握している生活支援のニーズに基づいて、住民主体の新しいサービスの創出などに取り組んでいきます。

生活の困りごとがあれば、町社協の生活支援コーディネーターにご相談ください。



	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
住民の取り組み	相談窓口につなげる	①相談窓口を知る				→	
		②相談窓口を案内する				→	
	生活コーディネーターの活用	①生活支援コーディネーターの利用				→	
		②生活支援サービス情報の共有				→	
町社協としての支援	相談窓口につなげる (心配ごと相談・合同相談)	①相談の実施				→	
		②相談の広報				→	
	生活支援コーディネーターの活動	①地域の生活支援ニーズの把握				→	
		②地域の困りごとの相談に乗る				→	
	協議体への参加と協力	①生活支援体制について協議する				→	
		②新規生活支援サービスの創出	②現行生活支援サービスの評価	②新規生活支援サービスの創出	②現行生活支援サービスの評価	②生活支援サービスの精査	
		③生活支援サービス情報の発信				→	

(6) 生活を支え合う活動に参加しましょう

〈 給食サービス 〉

給食サービスは、75歳以上の見守りが必要な一人暮らし高齢者の方に、地域のボランティアが調理したお弁当を月2回お届けする事業です。原則第2・第4金曜日ですが、調理会場の都合で変更になる場合があります。

令和2年4月からは、53名の方にお弁当をお届けします。

調理ボランティアは1班約10名で、4班の交代制で取り組んでいます。またJAの女性部も年2回、調理の協力をしてくれます。

お届けは、民生委員を中心とした配達ボランティアが担っています。お弁当の配達と併せて、毎回、見守り活動連絡票を使い、健康状態などの確認をし、何かあれば関係機関に連絡するようにしています。

人と交流の少ない一人暮らし高齢者の方と、地域に根差した活動をするボランティアの方とが食事を通じて定期的に関わることで、人間関係を育み、ともに「喜び」を感じることができるよう事業をめざしています。

お弁当の調理や配達に、多くの皆様のご協力をお願いします。



ボランティアが真心こめてひとつひとつ丁寧に作ります



ボランティアが作った給食を配達ボランティアが届けにいきます。
一人暮らし高齢者を地域全体で見守り孤独にしません

(6) 生活を支え合う活動に参加しましょう

＜ 移送サービス ＞

町社協では、お一人ではバスやタクシー等の公共交通機関を利用することが困難で、一定の条件に該当する方を、自宅から病院や公共機関まで送迎しています。

毎週、月・火・水・金曜日にワゴン車を運行していて、現在 31 名の方が利用登録をしています。シルバー人材センターにお願いして、3 名が交代で運転を、1 名が介助を担っています。

車両が 1 台のためサービスが限定されますが、在宅での生活を支援するため、今後もこのサービスを継続していきます。

＜ 宅配サービス ＞

白子町商工会では、お買物配達サービス(出張サービス)を実施しています。現在、22 店が実施していて、食品、飲料、日用雑貨、衣料品、灯油など幅広い種類の商品・サービスがお届けされています。

地域のみなさんの利用がサービスの充実につながりますので、積極的にご利用ください。

商工会加盟店が行っている
宅配サービスの一覧です。

~~~~~お買物配達サービス実施店一覧表について~~~~~

いつも白子町内のお店をご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、白子町商工会ではお買物配達サービス実施店一覧表を下記のとおり作成致しましたのでご利用下さいませよう  
ご案内申し上げます。  
なお、配達の詳細な条件等につきましては各店にお問い合わせ下さいませようお願いします。

**お買物配達サービス(出張サービス)実施店** 白子町商工会 ☎0475-33-2517

| 事業所名         | 電話番号    | 住所       | 取扱品目・条件等                                 |
|--------------|---------|----------|------------------------------------------|
| アトリエ K'S 東館  | 33-5210 | 吉所5395-2 | 平日、カットのみ配達します。毛染めは有料。送迎OK。               |
| 和庵商店         | 33-3018 | 南目3841-2 | 酒類、食品、牛乳、卵、パン、飲料、日用品、ギフト。配達時間内なら配達します。   |
| 大和和呉服店       | 33-2041 | 関950     | 総合衣料品、襪類。                                |
| 関津産業         | 33-2127 | 関4187-1  | 農園用品、日用雑貨(家庭用品)、注文の翌日以降配達。急ぎの場合、要相談。     |
| 佐藤石油物        | 33-6311 | 北高柳4059  | 軽油、灯油。                                   |
| 新清水屋         | 33-3518 | 関5032    | 建材、食品。地域別にまとめて配達。量が多い場合は別途配達します。         |
| 十文字屋         | 33-2076 | 関金2451   | 鮮魚(お刺身等)、午前中の注文は午後配達します。本館定休。            |
| パティオアツ白子中華酒店 | 30-2227 | 中里4617-1 | 弁当・惣菜等お店の惣菜お届けします。前日午前10時までご注文で翌日午前中お届け。 |
| 奥中村商店        | 33-2032 | 中里4543   | 米、注文の翌日配達。繁忙期(11月～12月、お盆等)はお休みします。本館定休。  |
| 新ナカシマ薬局      | 33-2035 | 吉所3416   | 化粧品、雑貨、農薬。朝晩注文日当日配達できます。                 |
| 吉山商店         | 33-2107 | 牛込931    | 食品、米、日用品、飲料、農薬。                          |
| 藤谷商店         | 33-2216 | 幸治916    | 一般食料品、酒類、雑貨、タバコ、野菜類。注文当日配達。第2・4日曜定休。     |
| 丸屋呉服店        | 33-2105 | 関4232-2  | 衣料品。都合によりすぐ伺えない場合もあります。                  |
| 宗藤商店         | 33-2062 | 吉所3345   | 米・肥料配達。日曜定休。                             |
| 新森川商店        | 33-2029 | 八反1928   | 酒類、飲料、食品、雑貨、灯油。                          |
| ヤックスドラッグ白子店  | 30-3818 | 五拜386-2  | 主に夫人紙おむつ。その他、相談に応じます。                    |
| 新吉野屋         | 33-3126 | 関4136    | 総合衣料品、靴物、雑貨、農薬、木材。電話による配達。送迎サービス。        |

平成26年7月1日現在



一人で公共交通機関を利用できない方や透析患者を対象に行っている移送サービスです。病院や公共施設への送迎を行います

## ＜ 認知症カフェ ＞

町内に、認知症カフェを設置する計画が進められています。

認知症カフェは、認知症の人だけではなく、地域の人たちも気軽に集い、コミュニケーションを図ることで悩みを共感したり、相互に情報を共有できる場となります。カフェという自由な雰囲気の中で「支える人」と「支えられる人」の隔たりをなくした自由な空間を目的とした場所にするものです。

開催場所や開催頻度、運営内容などは、令和2年度中に関係者で協議され、その内容については町社協の広報誌などでお知らせします。

運営に当たっては、認知症サポーターや地域のボランティアの皆さんのご支援が不可欠になりますので、ご協力をお願いします。

|         | 事業     | 令和2年度              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 住民の取り組み | 給食サービス | ①調理ボランティアとしての協力    | →     |       |       |       |
|         |        | ②対象者への配達           | →     |       |       |       |
|         | 移送サービス | ①近隣住民への案内や情報共有     | →     |       |       |       |
|         | 宅配サービス | ①商工会加入店の買い物サービスの利用 | →     |       |       |       |
|         |        | ②商工会加入店の協力         | →     |       |       |       |
| 認知症カフェ  | 立ち上げ協力 | ボランティア協力           | →     |       |       |       |
| 社協の取り組み | 給食サービス | ②給食ボランティアの募集       | →     |       |       |       |
|         |        | ③配食ボランティアの募集       | →     |       |       |       |
|         | 移送サービス | ①月・火・水・金の週4回の運行    | →     |       |       |       |
|         | 宅配サービス | ①HP・広報紙にてPR等       | →     |       |       |       |
|         | 認知症カフェ | 立ち上げ支援             | 運営協力  | →     |       |       |

## (7) 災害に備えましょう

### 〈 災害ボランティアセンターの運営支援 〉

白子町で大規模災害が起きた時、災害復旧のためには多くのボランティアが必要になり、町社協ではボランティアを受け入れるために災害ボランティアセンターを立ち上げることになります。

このための準備を進めていきますが、町社協のみでは対応ができず、訓練段階から住民の皆様にご協力いただき、いざという時に円滑に立ち上げられるよう準備をしていきます。

### 〈 炊き出し訓練への参加 〉

例年7月、8月には夏季ボランティア体験講座を開催しており、その1つとして災害時の炊き出しの訓練をしています。

白子町赤十字奉仕団の皆さんにご協力をいただき、非常食の試食や指導員のもと、AEDなどの救急法の練習をします。

赤十字奉仕団としては災害時の練習と活動についての広報にもなりますし、参加者にとっては災害が起きた時の対処の事前訓練となりますので是非参加してください。



中学生や小学生を対象に災害時に食べられる非常食の炊き出し訓練を行います。

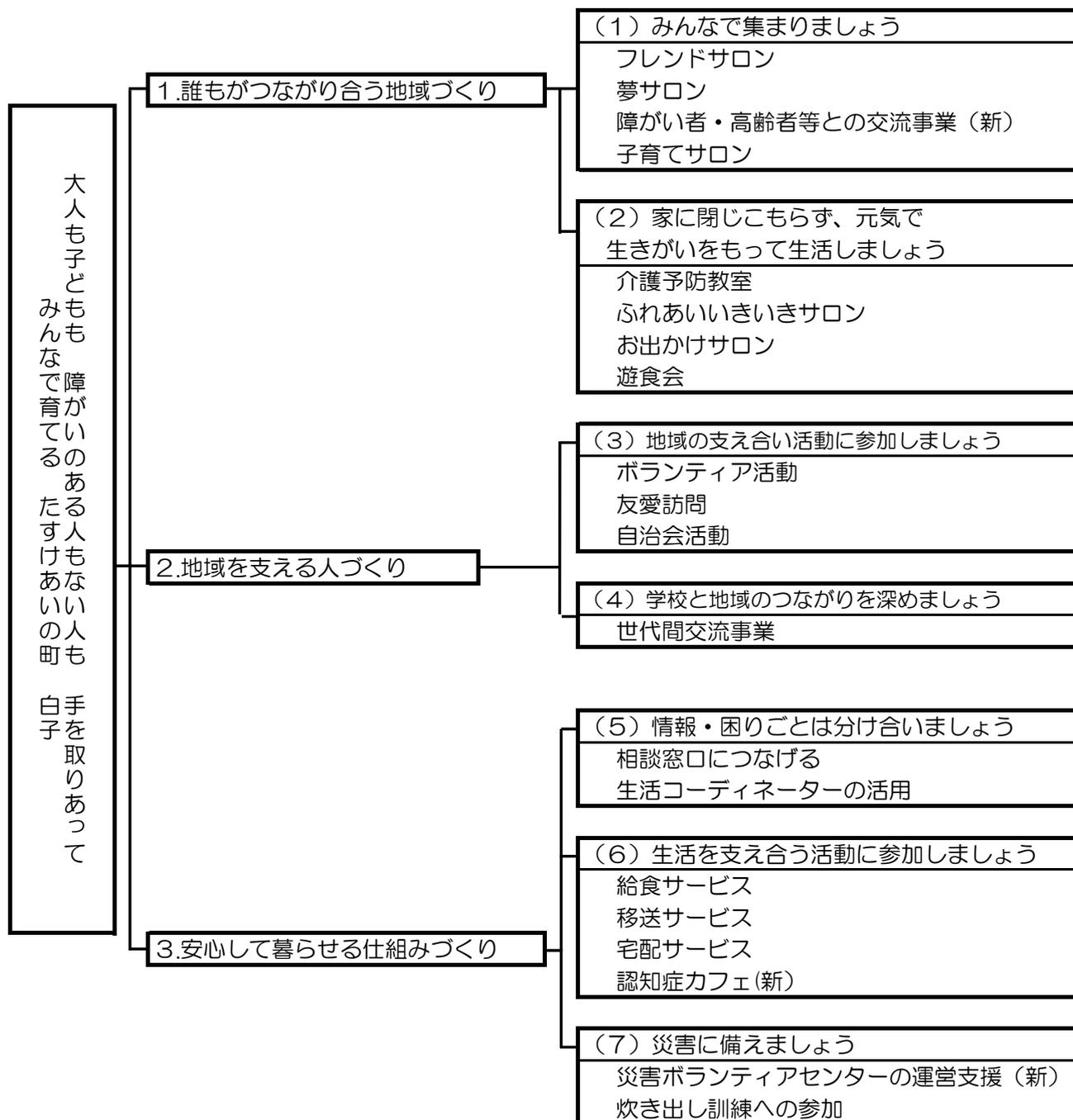


AED訓練や応急法を学ぶことで命が救えるかもしれません

|             | 事業                | 令和2年度                      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------------------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 住民の取り組み     | 災害ボランティアセンターの運営支援 | ①災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への参加    | →     |       |       |       |
|             | 炊き出し訓練への参加        | ①赤十字奉仕団への参加                | →     |       |       |       |
|             |                   | ②夏季ボランティア体験講座炊き出し訓練コースへの参加 | →     |       |       |       |
| 社協としての取り組み  | 災害ボランティアセンターの運営支援 | ①災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練       | →     |       |       |       |
|             |                   | ②災害ボランティアセンター協力者の発掘        | →     |       |       |       |
|             | 炊き出し訓練への参加        | ①夏季ボランティア体験講座の計画           | →     |       |       |       |
| ②協力団体との各種調整 |                   | →                          |       |       |       |       |



# 施策の体系図



## IV 計画の管理

- 福祉、自治会、企業、行政等の関係機関の代表で構成する地域福祉活動計画推進委員会で、PDCAサイクルを基本とした計画の進行管理をチェックし、ふりかえり及び効果の検証を次のとおり行います。



- 毎年度、計画の進捗状況調査を行い、内容を確認して改善点等が発生した場合には、必要に応じ計画の変更及び修正を行い、推進委員会に報告し、評価や問題解決に向けた提言を受けます。
- 計画期間中に、早急に取り組まなくてはならない福祉課題が発生した場合は、計画の追加を行います。
- 見直し、修正、具体的施策の追加をした場合は、必要に応じて社協だよりで町民の皆様にお知らせします。

地域福祉活動計画策定委員名簿

| NO | 氏名    | 団体名             | 役職  | 選出区分                 |
|----|-------|-----------------|-----|----------------------|
| 1  | 佐藤吉範  | 民生委員児童委員協議会     | 会長  | 民生委員児童委員協議会代表        |
| 2  | 三橋 清  | 白子スマイルクラブ連合会    | 会長  | 白子スマイルクラブ連合会代表       |
| 3  | 今関 愛  | 社会福祉法人 優愛会      |     | 介護福祉施設代表             |
| 4  | 長島一男  | 白子町ボランティア連絡協議会  | 会長  | ボランティア連絡協議会代表        |
| 5  | 松本和夫  | 白子町障がい者福祉会      | 会長  | 障がい者福祉会代表            |
| 6  | 宗島美由紀 | ほっぺの会           | 会長  | 子育て団体代表              |
| 7  | 大塚 昭  | 関地区社会福祉協議会      | 会長  | 関地区社会福祉協議会代表         |
| 8  | 斉藤 博  | 南白亀地区社会福祉協議会    | 会長  | 南白亀地区社会福祉協議会代表       |
| 9  | 中西貞夫  | 白潟地区社会福祉協議会     | 会長  | 白潟地区社会福祉協議会代表        |
| 10 | 原 悟   | 白子町企業情報連絡協議会    | 会長  | 企業情報連絡協議会会長          |
| 11 | 猿田 勇  | 白子町自治連合会        | 会長  | 自治連合会代表              |
| 12 | 前橋貴男  | 白子町商工会          | 会長  | 商工会長                 |
| 13 | 板倉正道  | 白子町議会 厚生文教常任委員会 | 委員長 | 町議会代表 (厚生文教常任委員会委員長) |
| 14 | 前橋純一  | 南白亀小学校          | 学校長 | 小中学校校長会代表            |
| 15 | 竹下裕之  | 健康福祉課           | 課長  | 健康福祉課長               |
| 16 | 岡澤寿美江 | 白潟保育所           | 所長  | 保育所長代表               |
| 17 | 坪井 真  | 作新学院大学女子短期大学部   | 教授  | 学識経験者                |

社会福祉法人白子町社会福祉協議会  
地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成 30 年 12 月 1 日告示第 4 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人白子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及びその円滑かつ着実な推進を図るため、地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、本会会長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画及び進捗状況に関する事項の答申又は報告に関すること。
- (2) 活動計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 活動計画の推進及び評価に関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、20 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 福祉及び保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他、本会会長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該活動計画期間が終了する時までとする。

2 委員に補欠が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

5 委員会に、会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席したときは、謝金又は費用弁償を支給することができる。

2 前項に規定する謝金又は費用弁償の額は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が本会会長と協議し、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 社会福祉法人白子町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成25年10月1日施行）は、廃止する。

A vibrant, cartoon-style illustration of a town scene. A large, multi-colored rainbow arches across the sky. Below the rainbow is a green field with a row of buildings, trees, and cars. The sky is light blue with several white, fluffy clouds. On the left, a cluster of colorful balloons (red, blue, yellow, green) is tied together with a pink ribbon. On the right, two birds are flying. The overall mood is cheerful and community-oriented.

## 白子町地域福祉活動計画

発行年月：令和 2 年 3 月

発行 社会福祉法人 白子町社会福祉協議会

〒299-4218 千葉県長生郡白子町関 92 番地

TEL.0475-33-5746 FAX.0475-33-7470